



[様式第2号]

令和 年 月 日  
第 号

様

大阪市長

大阪市高齢者施設等の防災・減災等設備整備費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大阪市高齢者施設等の防災・減災等設備整備費補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市高齢者の防災・減災等設備整備費補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

1 補助金の対象事業

2 補助金の交付額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更（大阪市高齢者施設等の防災・減災等設備整備費補助金交付要綱第9条第2項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事業所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部、又は一部を本市に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (7) 補助事業により取得した財産については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- (8) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び大阪市高齢者施設等の防災・減災等設備整備費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

### 3 その他

- (1) 交付規則第11条の規定により、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知書を受けた日から5年間保存すること。
- (2) 本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

[様式第3号]

令和 年 第 月 日

様

大阪市長

大阪市高齢者施設等の防災・減災等設備整備費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった、大阪市高齢者施設等の防災・減災等設備整備費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市高齢者施設等の防災・減災等設備整備費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

- 1 補助金の対象事業
- 2 交付しない理由

[様式第4号]

令和 年 月 日

大 阪 市 長

所在地  
法人名  
代表者名

大阪市高齢者施設等の防災・減災等設備整備費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け 第 号にて通知のあった大阪市高齢者施設等の防災・減災等設備整備費補助金の交付決定について、大阪市高齢者施設等の防災・減災等設備整備費補助金交付要綱第7条の規定により申請を取り下げます。

1 交付の申請をした補助金の対象事業(該当項目に○をしてください)

- ・スプリンクラー設備等整備費補助金
- ・非常用自家発電設備整備費補助金
- ・水害対策強化設備整備費補助金
- ・換気設備整備費補助金

2 補助金交付決定通知書を受け取った日 令和 年 月 日

3 取下げの理由

[様式第5号]

令和 年 月 日

大 阪 市 長

所在地  
法人名  
代表者名

大阪市高齢者施設等の防災・減災等設備整備費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市高齢者施設等の防災・減災等設備整備費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

- 1 交付の申請をした補助金の対象事業(該当項目に○をしてください)
  - ・スプリンクラー設備等整備費補助金
  - ・非常用自家発電設備整備費補助金
  - ・水害対策強化設備整備費補助金
  - ・換気設備整備費補助金
- 2 変更する内容及びその理由

[様式第6号]

令和 年 月 日

大 阪 市 長

所在地  
法人名  
代表者名

大阪市高齢者施設等の防災・減災等設備整備費補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪市高齢者施設等の防災・減災等設備整備費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

- 1 交付の申請をした補助金の対象事業(該当項目に○をしてください)
  - ・スプリンクラー設備等整備費補助金
  - ・非常用自家発電設備整備費補助金
  - ・水害対策強化設備整備費補助金
  - ・換気設備整備費補助金
- 2 中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間)

[様式第7号]

令和 年 第 月 日

様

大阪市長

大阪市高齢者施設等の防災・減災等設備整備費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け 第 号にて交付決定した大阪市高齢者施設等の防災・減災等設備整備費補助金について、大阪市高齢者施設等の防災・減災等設備整備費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

- 1 補助金の対象事業
- 2 取消し・変更の内容
- 3 取消し・変更の理由

大 阪 市 長

所在地  
法人名  
代表者名

大阪市高齢者施設等の防災・減災等設備整備費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪市高齢者施設等の防災・減災等設備整備費補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助金の対象事業(該当項目に○をしてください)

- ・スプリンクラー設備等整備費補助金
- ・非常用自家発電設備整備費補助金
- ・水害対策強化設備整備費補助金
- ・換気設備整備費補助金

2 補助金の予定金額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 施設の名称及び所在地

4 添付書類

- (1)収支決算書
- (2)工事請負契約書
- (3)完成写真
- (4)領収書若しくは振込金受取書の写し(但し、報告書提出の際に、支払いが完了していない場合は、請求書の写し)なお、請求書の写しを提出した補助事業者は、支払い完了後すみやかに領収書若しくは振込金受取書の写しを提出すること。
- (5)その他市長が必要と認める書類

[様式第9号]

令和 年 月 日  
第 号

様

大阪市長

大阪市高齢者施設等の防災・減災等設備整備費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号にて交付決定した大阪市高齢者施設等の防災・減災等設備整備費補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、大阪市高齢者施設等の防災・減災等設備整備費補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

1 補助金の対象事業

2 確定金額 金 \_\_\_\_\_ 円

[様式第10号]

令和 年 第 月 日

様

大阪市長

大阪市高齢者施設等の防災・減災等設備整備費補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け 第 号にて交付決定した大阪市高齢者施設等の防災・減災等設備整備費補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、大阪市高齢者施設等の防災・減災等設備整備費補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

- 1 補助金の対象事業
- 2 取消しの内容
- 3 取消しの理由

[様式第11号]

令和 年 月 日

大 阪 市 長

所在地  
法人名  
代表者名

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定を受けました  
補助事業について、大阪市高齢者施設等の防災・減災等設備整備費補助金交付要綱第17条の  
規定により、次のとおり報告します。

記

1 補助金交付額

金 \_\_\_\_\_ 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額  
（要補助金返還額）

金 \_\_\_\_\_ 円

3 添付書類

- (1) 2の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額に係る確定申告の写し（確定申告後に修正申告等を行った場合にはその修正申告の写し等）
- (2) 2の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の積算内訳等
- (3) その他市長が必要とするもの